

# 議 案 1 関 係

平成25年度又は平成26年度における土地の価格に関する修正基準（案）について  
（地方税法附則第17条の2第1項の規定に基づく修正基準について）

# 資 料 目 次

(頁)

平成25年度又は平成26年度における土地の価格に関する修正基準(案)について

- ・ 議案 1 ..... 1
- ・ (別紙) 平成25年度又は平成26年度における土地の価格に関する修正基準(案) ..... 2
- ・ 付議理由 ..... 5
- ・ 平成25年度又は平成26年度における土地の価格に関する修正基準(案)の概要 ..... 6

# 議案 1

## 平成 25 年度又は平成 26 年度における 土地の価格に関する修正基準(案)について

地方税法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する「総務大臣が定める基準」  
(修正基準) を別紙のとおり定める。

## 平成 25 年度又は平成 26 年度における土地の価格に関する修正基準(案)

### 第 1 節 通則

- 一 平成 25 年度分又は平成 26 年度分の固定資産税における地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 17 条の 2 第 1 項の規定に基づく土地の価格の修正は、以下に定める方法によって行うものとする。
- 二 市街化区域農地その他の宅地の価格を評価の基礎として価格を求めることとされている土地について修正を行う場合の価格は、当該土地とその状況が類似する宅地の価格を次節又は第 3 節によって修正した価格を基礎として求めるものとする。

### 第 2 節 平成 25 年度における宅地の価格の修正

- 一 平成 25 年度における宅地の価格の修正の順序  
平成 25 年度における宅地の価格の修正は、次によるものとする。
  - (1) 宅地の価格の下落状況を把握する。
  - (2) 固定資産評価基準(昭和 38 年自治省告示第 158 号。以下「評価基準」という。)第 1 章第 3 節二(一)2(1)に規定する商業地区、住宅地区、工業地区、観光地区等(これらを必要に応じ、更に繁華街、高度商業地区(I、II)、普通商業地区、高級住宅地区、普通住宅地区、併用住宅地区、大工場地区、中小工場地区、家内工業地区等に区分した場合には、当該区分した後の地区)(以下「用途地区」という。)等を基本に宅地を区分し、その区分ごとに修正率を適用する。
  - (3) 平成 24 年度において価格の修正を行った宅地について所要の調整を行う。
- 二 宅地の価格の下落状況の把握  
宅地の価格について、国土利用計画法施行令(昭和 49 年政令第 387 号)による都道府県地価調査及び不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価を活用し、平成 23 年 1 月 1 日から平成 24 年 7 月 1 日までの下落状況を把握するものとする。
- 三 宅地の区分及び修正率の適用  
宅地の区分及び修正率の適用は、評価基準第 1 章第 3 節二(一)に規定する市街地宅地評価法により評点数を付設する地域及び評価基準第 1 章第 3 節二(二)に規定するその他の宅地評価法により評点数を付設する地域の区分に応じ、次によるものとする。
  - (一) 評価基準第 1 章第 3 節二(一)に基づき市街地宅地評価法により評点数を付設する地域
    - (1) 用途地区を基本とするが、市町村長は、用途地区内の宅地の価格の下落状況に幅があり、用途地区ごとに修正率を適用することが不適當であると認める場合には、用途地区を更に区分することができる。

(2) (1)の区分ごとに、評価基準第1章第3節一から三まで及び第12節一によって求めた価格に、市町村長が本節二によって把握した下落状況からみて最も適切であると判断した修正率を乗じる。

(二) 評価基準第1章第3節二(二)に基づきその他の宅地評価法により評点数を付設する地域

(1) 評価基準第1章第3節二(二)2に規定する状況類似地区（以下「状況類似地区」という。）を基本とするが、市町村長は、状況類似地区内の宅地の価格の下落状況に幅があり、状況類似地区ごとに修正率を適用することが不相当であると認める場合には、状況類似地区を更に区分することができる。

(2) (1)の区分ごとに、評価基準第1章第3節一から三まで及び第12節一によって求めた価格に、市町村長が本節二によって把握した下落状況からみて最も適切であると判断した修正率を乗じる。

#### 四 平成24年度において価格の修正を行った宅地についての調整

評価基準第1章第12節二による価格の修正（以下「平成24年度における修正」という。）を行った宅地については、次に掲げる(1)又は(2)のいずれか低い価格によってその価格を求めるものとする。

- (1) 平成24年度における修正を行った後の価格
- (2) 本節二及び三によって修正を行った後の価格

### 第3節 平成26年度における宅地の価格の修正

#### 一 平成26年度における宅地の価格の修正の順序

平成26年度における宅地の価格の修正は、次によるものとする。

- (1) 宅地の価格の下落状況を把握する。
- (2) 用途地区等を基本に宅地を区分し、その区分ごとに修正率を適用する。
- (3) 平成24年度又は平成25年度において価格の修正を行った宅地について所要の調整を行う。

#### 二 宅地の価格の下落状況の把握

宅地の価格について、国土利用計画法施行令による都道府県地価調査及び不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価を活用し、平成23年1月1日から平成25年7月1日までの下落状況を把握するものとする。

#### 三 宅地の区分及び修正率の適用

宅地の区分及び修正率の適用は、評価基準第1章第3節二(一)に規定する市街地宅地評価法により評点数を付設する地域及び評価基準第1章第3節二(二)に規定するその他の宅地評価法により評点数を付設する地域の区分に応じ、次によるものとする。

(一) 評価基準第1章第3節二(一)に基づき市街地宅地評価法により評点数を付設する地域

(1) 用途地区を基本とするが、市町村長は、用途地区内の宅地の価格の下落状況に幅があり、用途地区ごとに修正率を適用することが不相当であると認める場合には、用途地区を更に区分することができる。

(2) (1)の区分ごとに、評価基準第1章第3節一から三まで及び第12節一によって求めた価格に、市町村長が本節二によって把握した下落状況からみて最も適切であると判断した修正率を乗じる。

(二) 評価基準第1章第3節二(二)に基づきその他の宅地評価法により評点数を付設する地域

(1) 状況類似地区を基本とするが、市町村長は、状況類似地区内の宅地の価格の下落状況に幅があり、状況類似地区ごとに修正率を適用することが不相当であると認める場合には、状況類似地区を更に区分することができる。

(2) (1)の区分ごとに、評価基準第1章第3節一から三まで及び第12節一によって求めた価格に、市町村長が本節二によって把握した下落状況からみて最も適切であると判断した修正率を乗じる。

四 平成24年度又は平成25年度において価格の修正を行った宅地についての調整

平成24年度における修正又は前節の価格の修正(以下「平成25年度における修正」という。)を行った宅地については、次に掲げる(1)、(2)又は(3)のいずれか低い価格によってその価格を求めるものとする。

(1) 平成24年度における修正を行った後の価格

(2) 平成25年度における修正を行った後の価格

(3) 本節二及び三によって修正を行った後の価格

## 付議理由（議案 1）

土地に係る固定資産税の評価においては、基準年度の価格を3年間据え置くこととされているが（地方税法第349条）、平成24年度税制改正において、据置年度である平成25年度又は平成26年度において地価が下落し、かつ、市町村長が固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合には、基準年度（平成24年度）の価格に修正を加えることとする特例措置が講じられている（地方税法附則第17条の2第1項）。

具体的な価格の修正方法については、総務大臣が地方財政審議会の意見を聴いて修正基準として定め、告示することとされている（地方税法附則第17条の2第1項、第7項及び第9項）。

このため、本件を付議するものである。

- ※1 平成10年度以降、同様の措置が講じられている。
- ※2 地方税法附則第17条の2第1項の規定により価格を修正した場合には、不動産取得税及び登録免許税の課税標準も連動して下がることになる。

## 平成 25 年度又は平成 26 年度における土地の価格に関する修正基準(案)の概要

### I 基本的事項

地方税法附則第 17 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 25 年度又は平成 26 年度に宅地の価格を修正する場合の方法を定めるものである。

#### (平成 25 年度又は平成 26 年度における土地の価格の特例)

##### 地方税法附則第 17 条の 2

当該市町村の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市町村長が・・・当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合・・・の課税標準は、第三百四十九条の規定にかかわらず、平成二十五年度分又は平成二十六年分の固定資産税に限り、当該土地の修正前の価格を総務大臣が定める基準によつて修正した価格・・・で土地課税台帳等に登録されたものとする。

※当該措置は平成 10 年度以降、継続して講じられているところ。

### II 修正基準(案)の概要

#### 1 修正率の適用方法

##### (1) 平成 25 年度価格の修正

平成 24 年 7 月 1 日時点の価格が平成 24 年度価格より低い場合、その地価下落を反映した修正率を平成 24 年度価格に乘じ、平成 25 年度価格を算出

##### (2) 平成 26 年度価格の修正

平成 25 年度価格の修正と同様に措置

#### 2 修正率を適用する単位

##### (1) 市街地宅地評価法適用地域

用途地区（住宅地区、商業地区、工業地区等）

##### (2) その他の宅地評価法適用地域

状況類似地区（道路の状況、家屋の疎密度等状況が類似する地区）

（地価の下落状況等から、用途地区等をさらに細分化することができる。）

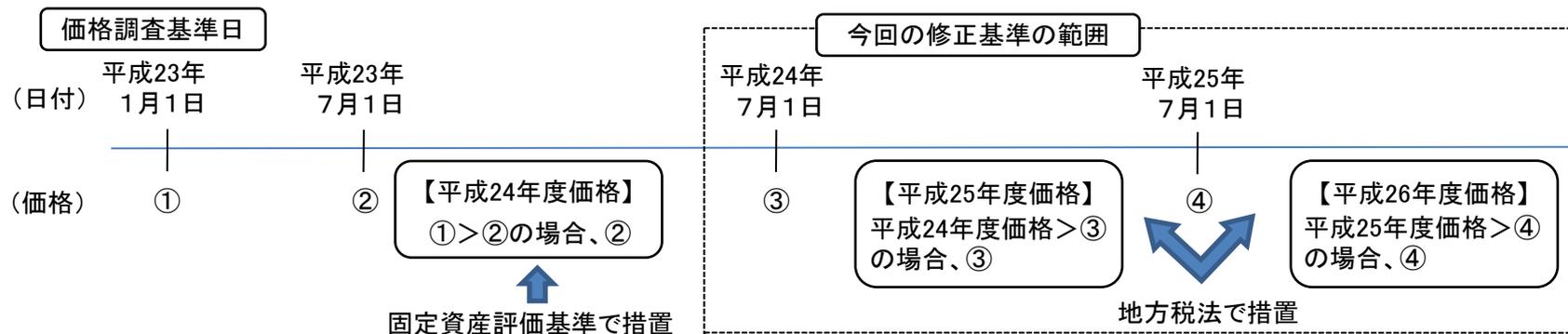
#### 3 地価下落の把握方法

都道府県地価調査及び鑑定評価

参 考 資 料  
(議案 1 関係)

# 平成25年度又は平成26年度における土地の価格に関する修正基準(案)の概要

地方税法附則第17条の2第1項の規定に基づき、平成25年度又は平成26年度における土地の価格を修正する方法を定めるもの



## 地方税法附則第17条の2第1項の規定に基づく修正基準(案) 対照表 (傍線の部分は変更部分)

平成25年度又は平成26年度における土地の価格に関する修正基準(案)	平成22年度又は平成23年度における土地の価格に関する修正基準
<p data-bbox="232 472 1048 501"><u>平成25年度又は平成26年度</u>における土地の価格に関する修正基準</p> <p data-bbox="259 568 430 596"><b>第1節 通則</b></p> <p data-bbox="176 616 1106 740">一 <u>平成25年度分又は平成26年度分</u>の固定資産税における地方税法附則第17条の2第1項の規定に基づく土地の価格の修正は、以下に定める方法によって行うものとする。</p> <p data-bbox="176 759 264 788">二 略</p> <p data-bbox="259 855 851 884"><b>第2節 <u>平成25年度</u>における宅地の価格の修正</b></p> <p data-bbox="176 903 1106 979">一 <u>平成25年度</u>における宅地の価格の修正の順序 <u>平成25年度</u>における宅地の価格の修正は、次によるものとする。</p> <p data-bbox="232 999 376 1027">(1)～(2) 略</p> <p data-bbox="232 1046 1106 1123">(3) <u>平成24年度</u>において価格の修正を行った宅地について所要の調整を行う。</p> <p data-bbox="176 1142 600 1171">二 宅地の価格の下落状況の把握</p> <p data-bbox="203 1190 1106 1362">宅地の価格について、国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）による都道府県地価調査及び不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価を活用し、<u>平成23年1月1日から平成24年7月1日</u>までの下落状況を把握するものとする。</p> <p data-bbox="176 1382 264 1410">三 略</p>	<p data-bbox="1189 472 2004 501"><u>平成22年度又は平成23年度</u>における土地の価格に関する修正基準</p> <p data-bbox="1216 568 1386 596"><b>第1節 通則</b></p> <p data-bbox="1133 616 2060 740">一 <u>平成22年度分又は平成23年度分</u>の固定資産税における地方税法附則第17条の2第1項の規定に基づく土地の価格の修正は、以下に定める方法によって行うものとする。</p> <p data-bbox="1133 759 1220 788">二 略</p> <p data-bbox="1216 855 1807 884"><b>第2節 <u>平成22年度</u>における宅地の価格の修正</b></p> <p data-bbox="1133 903 2060 979">一 <u>平成22年度</u>における宅地の価格の修正の順序 <u>平成22年度</u>における宅地の価格の修正は、次によるものとする。</p> <p data-bbox="1189 999 1332 1027">(1)～(2) 略</p> <p data-bbox="1189 1046 2060 1123">(3) <u>平成21年度</u>において価格の修正を行った宅地について所要の調整を行う。</p> <p data-bbox="1133 1142 1556 1171">二 宅地の価格の下落状況の把握</p> <p data-bbox="1160 1190 2060 1362">宅地の価格について、国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）による都道府県地価調査及び不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価を活用し、<u>平成20年1月1日から平成21年7月1日</u>までの下落状況を把握するものとする。</p> <p data-bbox="1133 1382 1220 1410">三 略</p>

四 平成24年度において価格の修正を行った宅地についての調整

評価基準第1章第12節二による価格の修正（以下「平成24年度における修正」という。）を行った宅地については、次に掲げる(1)又は(2)のいずれか低い価格によってその価格を求めるものとする。

- (1) 平成24年度における修正を行った後の価格
- (2) 本節二及び三によって修正を行った後の価格

**第3節** 平成26年度における宅地の価格の修正

一 平成26年度における宅地の価格の修正の順序

平成26年度における宅地の価格の修正は、次によるものとする。

- (1)～(2) 略
- (3) 平成24年度又は平成25年度において価格の修正を行った宅地について所要の調整を行う。

二 宅地の価格の下落状況の把握

宅地の価格について、国土利用計画法施行令による都道府県地価調査及び不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価を活用し、平成23年1月1日から平成25年7月1日までの下落状況を把握するものとする。

三 略

四 平成24年度又は平成25年度において価格の修正を行った宅地についての調整

平成24年度における修正又は前節の価格の修正（以下「平成25年度における修正」という。）を行った宅地については、次に掲げる(1)、(2)又は(3)のいずれか低い価格によってその価格を求めるものとする。

- (1) 平成24年度における修正を行った後の価格
- (2) 平成25年度における修正を行った後の価格
- (3) 本節二及び三によって修正を行った後の価格

四 平成21年度において価格の修正を行った宅地についての調整

評価基準第1章第12節二による価格の修正（以下「平成21年度における修正」という。）を行った宅地については、次に掲げる(1)又は(2)のいずれか低い価格によってその価格を求めるものとする。

- (1) 平成21年度における修正を行った後の価格
- (2) 本節二及び三によって修正を行った後の価格

**第3節** 平成23年度における宅地の価格の修正

一 平成23年度における宅地の価格の修正の順序

平成23年度における宅地の価格の修正は、次によるものとする。

- (1)～(2) 略
- (3) 平成21年度又は平成22年度において価格の修正を行った宅地について所要の調整を行う。

二 宅地の価格の下落状況の把握

宅地の価格について、国土利用計画法施行令による都道府県地価調査及び不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価を活用し、平成20年1月1日から平成22年7月1日までの下落状況を把握するものとする。

三 略

四 平成21年度又は平成22年度において価格の修正を行った宅地についての調整

平成21年度における修正又は前節の価格の修正（以下「平成22年度における修正」という。）を行った宅地については、次に掲げる(1)、(2)又は(3)のいずれか低い価格によってその価格を求めるものとする。

- (1) 平成21年度における修正を行った後の価格
- (2) 平成22年度における修正を行った後の価格
- (3) 本節二及び三によって修正を行った後の価格

○ 地方税法（昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号）（抄）

（土地又は家屋に対して課する固定資産税の課税標準）

第三百四十九条 基準年度に係る賦課期日に所在する土地又は家屋（以下「基準年度の土地又は家屋」という。）に対して課する基準年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋の基準年度に係る賦課期日における価格（以下「基準年度の価格」という。）で土地課税台帳若しくは土地補充課税台帳（以下「土地課税台帳等」という。）又は家屋課税台帳若しくは家屋補充課税台帳（以下「家屋課税台帳等」という。）に登録されたものとする。

2 基準年度の土地又は家屋に対して課する第二年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。・・・

3 基準年度の土地又は家屋に対して課する第三年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格・・・で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。・・・

4、5、6 略

（固定資産税に係る総務大臣の任務）

第三百八十八条 略

2 総務大臣は、前項の固定資産評価基準を定めようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

3、4 略

附 則

（平成二十五年又は平成二十六年における土地の価格の特例）

第十七条の二 当該市町村の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市町村長が次の表の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる年度において、同表の下欄に掲げる価格（以下この項において「修正前の価格」という。）を当該地域に所在する土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の規定にかかわらず、平成二十五年分又は平成二十六年分の固定資産税に限り、当該土地の修正前の価格を総務大臣が定める基準（以下「修正基準」という。）によつて修正した価格・・・で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2、5、6 略

7 総務大臣は、第一項の修正基準を定めたときは、これを告示しなければならない。

8 略

9 平成二十五年分及び平成二十六年分の固定資産税に限り、第三百八十八条第二項、・・・の規定の適用については、第三百八十八条第二項・・・中「固定資産評価基準」とあるのは「固定資産評価基準及び附則第十七条の二第一項の修正基準」と・・・する。

10 略

下落修正の実施状況の概要（H21～H23年度）

区分	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	全市町村数 (A)	下落修正 実施市町村数 (B)	実施率 (%) (B)/(A)	全市町村数 (A)	下落修正 実施市町村数 (B)	実施率 (B)/(A)	全市町村数 (A)	下落修正 実施市町村数 (B)	実施率 (B)/(A)
北海道	180	55	30.6	179	55	30.7%	179	52	29.1%
青森県	40	36	90.0	40	34	85.0%	40	33	82.5%
岩手県	35	34	97.1	34	34	100.0%	—	—	—
宮城県	36	34	94.4	35	33	94.3%	—	—	—
秋田県	25	19	76.0	25	21	84.0%	25	20	80.0%
山形県	35	28	80.0	35	27	77.1%	35	28	80.0%
福島県	59	57	96.6	59	56	94.9%	—	—	—
茨城県	44	44	100.0	44	44	100.0%	44	44	100.0%
栃木県	30	30	100.0	27	27	100.0%	27	27	100.0%
群馬県	38	38	100.0	35	35	100.0%	35	35	100.0%
埼玉県	70	69	98.6	64	64	100.0%	64	64	100.0%
千葉県	56	51	91.1	54	53	98.1%	54	53	98.1%
東京都	40	29	72.5	40	31	77.5%	40	31	77.5%
神奈川県	33	24	72.7	33	33	100.0%	33	33	100.0%
新潟県	31	31	100.0	30	29	96.7%	30	29	96.7%
富山県	15	14	93.3	15	13	86.7%	15	14	93.3%
石川県	19	17	89.5	19	18	94.7%	19	19	100.0%
福井県	17	11	64.7	17	15	88.2%	17	13	76.5%
山梨県	28	28	100.0	27	27	100.0%	27	27	100.0%
長野県	80	76	95.0	77	71	92.2%	77	72	93.5%
岐阜県	42	40	95.2	42	42	100.0%	42	41	97.6%
静岡県	37	36	97.3	35	35	100.0%	35	35	100.0%
愛知県	61	45	73.8	57	56	98.2%	54	53	98.1%
三重県	29	27	93.1	29	28	96.6%	29	27	93.1%
滋賀県	26	20	76.9	19	19	100.0%	19	19	100.0%
京都府	26	25	96.2	26	25	96.2%	26	25	96.2%
大阪府	43	37	86.0	43	43	100.0%	43	43	100.0%
兵庫県	41	37	90.2	41	41	100.0%	41	41	100.0%
奈良県	39	24	61.5	39	28	71.8%	39	28	71.8%
和歌山県	30	24	80.0	30	23	76.7%	29	29	100.0%
鳥取県	19	10	52.6	19	11	57.9%	19	9	47.4%
島根県	21	9	42.9	21	10	47.6%	20	9	45.0%
岡山県	27	23	85.2	27	21	77.8%	27	22	81.5%
広島県	23	21	91.3	23	22	95.7%	23	22	95.7%
山口県	20	20	100.0	19	18	94.7%	19	19	100.0%
徳島県	24	18	75.0	24	20	83.3%	24	20	83.3%
香川県	17	17	100.0	17	17	100.0%	17	17	100.0%
愛媛県	20	19	95.0	20	20	100.0%	20	20	100.0%
高知県	34	23	67.6	34	22	64.7%	34	23	67.6%
福岡県	66	63	95.5	60	60	100.0%	60	59	98.3%
佐賀県	20	12	60.0	20	16	80.0%	20	17	85.0%
長崎県	23	15	65.2	21	17	81.0%	21	17	81.0%
熊本県	47	42	89.4	45	34	75.6%	45	35	77.8%
大分県	18	15	83.3	18	17	94.4%	18	15	83.3%
宮崎県	28	23	82.1	26	22	84.6%	26	22	84.6%
鹿児島県	45	20	44.4	43	21	48.8%	43	26	60.5%
沖縄県	41	26	63.4	41	35	85.4%	41	33	80.5%
合計	1,778	1,416	79.6	1,728	1,443	83.5%	1,595	1,320	82.8%

(注) 東京都特別区は1団体として集計

各年度それぞれ4月1日現在

岩手県、宮城県及び福島県は、震災の影響を考慮し、平成23年度は調査を行っていない。

## 議 案 2 関 係

固定資産評価基準（償却資産関係）の一部改正（案）について

# 資 料 目 次

(頁)

## 固定資産評価基準（償却資産関係）の一部改正(案)について

・ 議案 2 .....	1
・ 固定資産評価基準新旧対照表 .....	2
・ 付議理由 .....	5

固定資産評価基準（償却資産関係）の一部改正（案）について

固定資産評価基準第 3 章第 1 節三、八及び九を次のとおり改め、  
第 4 節を次のとおり加える。

固定資産評価基準（昭和38年自治省告示第158号）

改正案	現行
<p>第3章 償却資産 第1節 償却資産</p> <p>一～二（略）</p> <p>三 前年前に取得された償却資産の評価 前年前に取得された償却資産（四の償却資産を除く。）の評価は、当該償却資産の前年度の評価額から当該償却資産の評価額に当該償却資産の「耐用年数に応ずる減価率表」に掲げる耐用年数に応ずる減価率を乗じて得た額を控除してその価額を求める方法によるものとする。</p> <p><u>ただし、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第57条第1項又は所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第130条第1項の規定により、当該償却資産の使用可能期間のうちいまだ経過していない期間（以下「未経過使用可能期間」という。）を基礎として償却限度額を計算することについて、当該年度の賦課期日までに国税局長の承認を受け、未経過使用可能期間をもつて耐用年数とみなすこととされた当該償却資産の評価は、前年度の評価額から未経過使用可能期間に応ずる減価率を乗じて得た額を控除してその価額を求める方法によるものとする。</u></p> <p>四～七（略）</p> <p>八 耐用年数 償却資産の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6に掲げる耐用年数によるものとする。ただし、     <u>耐用年数の全部又は一部を経過した償却資産で減価償却資産の耐用年数等に関する省令第3条第1項及び第2項の規定による耐用年数によるものにあつては当該耐用年数によるものとする。</u></p> <p>九 控除額の加算 法人税法施行令第60条又は所得税法施行令第133条の規定の適用を受ける償却資産については、二又は三によつて当該償却資産の取得価額又は前年度の評価額から控除する額は、二又は三にかかわらず、次の<u>1</u>に掲げる額に、<u>2</u>に掲げる額を加算した額とする。</p> <p><u>1</u> 二又は三によつて当該償却資産の取得価額又は前年度の評価額から控除す</p>	<p>第3章 償却資産 第1節 償却資産</p> <p>一～二（略）</p> <p>三 前年前に取得された償却資産の評価 前年前に取得された償却資産（四の償却資産を除く。）の評価は、当該償却資産の前年度の評価額から当該償却資産の評価額に当該償却資産の「耐用年数に応ずる減価率表」に掲げる耐用年数に応ずる減価率を乗じて得た額を控除してその価額を求める方法によるものとする。</p> <p>四～七（略）</p> <p>八 耐用年数 償却資産の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6に掲げる耐用年数によるものとする。ただし、<u>法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第57条第1項又は所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第130条第1項の規定により国税局長の承認を受けた耐用年数によるものにあつては当該承認を受けた耐用年数（当該年度の賦課期日までに行われたものに限る。）に、耐用年数の全部又は一部を経過した償却資産で減価償却資産の耐用年数等に関する省令第3条第1項及び第2項の規定による耐用年数によるものにあつては当該耐用年数によるものとする。</u></p> <p>九 控除額の加算 1 法人税法施行令第60条又は所得税法施行令第133条の規定の適用を受ける償却資産については、二又は三によつて当該償却資産の取得価額又は前年度の評価額から控除する額は、二又は三にかかわらず、次の<u>(1)</u>に掲げる額に、<u>(2)</u>に掲げる額を加算した額とする。</p> <p><u>(1)</u> 二又は三によつて当該償却資産の取得価額又は前年度の評価額から控除す</p>

る額

2 1に掲げる額のうち、法人税法施行令第60条又は所得税法施行令第133条の規定の適用を受けた期間に係る額（前年中に取得された償却資産で、当該適用を受けた期間が6月を超える場合は6月として計算した額）に法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第20条又は所得税法施行規則（昭和40年大蔵省令第11号第34条に定めるところにより計算した増加償却割合を乗じて計算した額

## 2 削る

十～十三（略）

第2節 取替資産の評価の特例（略）

第3節 鉱業用坑道の評価の特例（略）

第4節 経過措置

## 一 耐用年数が短縮された償却資産の評価に関する経過措置

1 平成23年4月1日前に開始した事業年度に法人が受けた法人税法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第196号）による改正前の法人税法施行令（以下「旧法人税法施行令」という。）第57条第1項に規定する国税局長の承認（同年4月1日以後に開始する事業年度において同年6月30日前に受けるものを含む。）に係る償却資産の評価については、当該償却資産の前年度の評価額から旧法人税法施行令第57条第1項に規定する使用可能期間に応ずる減価率を乗じて得た額を控除してその価額を求める方法によるものとする。

2 平成23年以前の各年分の減価償却資産の償却費の計算について個人が受けた所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成23年政令第195号）による改正前の所得税法施行令（以下「旧所得税法施行令」という。）第130条第1項に規定

る額

2 1に掲げる額のうち、法人税法施行令第60条又は所得税法施行令第133条の規定の適用を受けた期間に係る額（前年中に取得された償却資産で、当該適用を受けた期間が6月を超える場合は6月として計算した額）に法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第20条又は所得税法施行規則（昭和40年大蔵省令第11号）第34条に定めるところにより計算した増加償却割合を乗じて計算した額

2 償却資産の償却費の計算について前年中に法人税法施行令第60条の2第1項若しくは第6項又は所得税法施行令第133条の2第1項若しくは第6項の規定により国税局長の承認を受け又は受けたものとみなされる償却資産の三又は前項により当該償却資産の前年度の評価額から控除する額は、三又は前項にかかわらず、次の(1)に掲げる額に、(2)に掲げる額を加算した額とする。

(1) 当該償却資産に係る前年度の評価額についてその取得の時から当該承認に係る使用可能期間を基礎として評価を行ったものとした場合に計算される額（以下(2)において「前年度の修正評価額」という。）を当該償却資産に係る前年度の評価額とした場合に、三又は前項によつて当該前年度の評価額から控除する額

(2) 当該償却資産の前年度の評価額から当該償却資産の前年度の修正評価額を控除して得た額

十～十三（略）

第2節 取替資産の評価の特例（略）

第3節 鉱業用坑道の評価の特例（略）

する国税局長の承認に係る償却資産の評価については、当該償却資産の前年度の評価額から旧所得税法施行令第130条第1項に規定する使用可能期間に応ずる減価率を乗じて得た額を控除してその価額を求める方法によるものとする。

二 法人に係る陳腐化償却が承認された償却資産の評価に関する経過措置

償却資産の償却費の計算について平成23年3月31日以前に開始した事業年度において、旧法人税法施行令第60条の2第1項又は第6項の規定により国税局長の承認（同年4月1日以後に開始する事業年度において同年6月30日前に受けるものを含む。）を受け又は受けたものとみなされる法人の償却資産の第1節三又は九により当該償却資産の前年度の評価額から控除する額は、第1節三又は九にかかわらず、次の1に掲げる額に、2に掲げる額を加算した額とする。

1 当該償却資産に係る前年度の評価額についてその取得の時から当該承認に係る使用可能期間を基礎として評価を行つたものとした場合に計算される額（以下2において「法人に係る前年度の修正評価額」という。）を当該償却資産に係る前年度の評価額とした場合に、第1章三又は九によつて当該前年度の評価額から控除する額

2 当該償却資産の前年度の評価額から当該償却資産の法人に係る前年度の修正評価額を控除して得た額

三 個人に係る陳腐化償却が承認された償却資産の評価に関する経過措置

償却資産の償却費の計算について平成23年以前の各年分において、旧所得税法施行令第133条の2第1項又は第6項の規定により国税局長の承認を受け又は受けたものとみなされる個人の償却資産の第1節三又は九により当該償却資産の前年度の評価額から控除する額は、第1節三又は九にかかわらず、次の1に掲げる額に、2に掲げる額を加算した額とする。

1 当該償却資産に係る前年度の評価額についてその取得の時から当該承認に係る使用可能期間を基礎として評価を行つたものとした場合に計算される額（以下2において「個人に係る前年度の修正評価額」という。）を当該償却資産に係る前年度の評価額とした場合に、第1章三又は九によつて当該前年度の評価額から控除する額

2 当該償却資産の前年度の評価額から当該償却資産の個人に係る前年度の修正評価額を控除して得た額

## 付議理由（議案２）

陳腐化償却制度の廃止及び耐用年数の短縮特例の改正を内容とする法人税法施行令の一部を改正する政令（平成２３年政令第１９６号）及び所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成２３年政令第１９５号）の施行を踏まえ、固定資産評価基準について所要の規定の整備を行う必要がある。

このため、本件を付議するものである。

# 参考資料 (議案2関係)

# 平成23年度税制改正大綱(平成22年12月16日)(抄)

第1章～第2章(略)

第3章 平成23年度税制改正

1～3(略)

4 法人課税

(1)法人税制

[国税]

①～⑤(略)

⑥ その他

イ「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の導入に伴い、次の措置を講じます((イ)及び(ロ)については、所得税についても同様とします)。

(イ) 陳腐化償却制度を廃止します。

(ロ) 耐用年数の短縮特例について、国税局長の承認を受けた未経過使用可能期間をもって耐用年数とみなすことにより、その承認後は未経過使用可能期間で償却できる制度とします。

(ハ)(略)

ロ～ホ(略)

[地方税](略)

(2)～(7)(略)

5～9(略)

法人税法施行令（昭和40年3月31日政令第97号）

改正後	改正前
<p>(耐用年数の短縮)</p> <p>第五十七条 内国法人は、その有する減価償却資産が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、その該当する減価償却資産の使用可能期間のうちまだ経過していない期間（以下第四項までにおいて「未経過使用可能期間」という。）を基礎としてその償却限度額を計算することについて納税地の所轄国税局長の承認を受けたときは、当該資産のその承認を受けた日の属する事業年度以後の各事業年度の償却限度額の計算については、その承認に係る未経過使用可能期間をもつて前条に規定する財務省令で定める耐用年数（以下この項において「法定耐用年数」という。）とみなす。</p> <p>一 当該資産の材質又は製作方法がこれと種類及び構造を同じくする他の減価償却資産の通常の材質又は製作方法と著しく異なることにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこと。</p> <p>二 当該資産の存する地盤が隆起し又は沈下したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなつたこと。</p> <p>三 当該資産が陳腐化したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなつたこと。</p> <p>四 当該資産がその使用される場所の状況に基因して著しく腐しよくしたことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなつたこと。</p> <p>五 当該資産が通常の修理又は手入れをしなかつたことに基因して著しく損耗したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなつたこと。</p> <p>六 前各号に掲げる事由以外の事由で財務省令で定めるものにより、当該資産の使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこと又は短いこととなつたこと。</p> <p>2～10（略）</p>	<p>(耐用年数の短縮)</p> <p>第五十七条 内国法人は、その有する減価償却資産が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、その該当する減価償却資産の使用可能期間_____</p> <p>_____を基礎としてその償却限度額を計算することについて納税地の所轄国税局長の承認を受けたときは、当該資産のその承認を受けた日の属する事業年度以後の各事業年度の償却限度額の計算については、その承認に係る使用可能期間_____をもつて前条に規定する財務省令で定める耐用年数（以下この項において「法定耐用年数」という。）とみなす。</p> <p>一 当該資産の材質又は製作方法がこれと種類及び構造を同じくする他の減価償却資産の通常の材質又は製作方法と著しく異なることにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこと。</p> <p>二 当該資産の存する地盤が隆起し又は沈下したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなつたこと。</p> <p>三 当該資産が陳腐化したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなつたこと。</p> <p>四 当該資産がその使用される場所の状況に基因して著しく腐しよくしたことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなつたこと。</p> <p>五 当該資産が通常の修理又は手入れをしなかつたことに基因して著しく損耗したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなつたこと。</p> <p>六 前各号に掲げる事由以外の事由で財務省令で定めるものにより、当該資産の使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこと又は短いこととなつたこと。</p> <p>2～8（略）</p>

所得税法施行令（昭和40年3月31日政令第96号）

改正後	改正前
<p>(耐用年数の短縮)</p> <p>第百三十条 青色申告書を提出する居住者は、その有する減価償却資産が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、その該当する減価償却資産の使用可能期間のうち<u>いまだ経過していない期間</u>（以下この項から第4項までにおいて「<u>未経過使用可能期間</u>」という。）を基礎としてその償却費の額を計算することについて納税地の所轄国税局長の承認を受けたときは、当該資産のその承認を受けた日の属する年分以後の各年分の償却費の額の計算については、その承認に係る<u>未経過使用可能期間</u>をもって前条に規定する財務省令で定める耐用年数（以下この項において「法定耐用年数」という。）とみなす。</p> <p>一 当該資産の材質又は製作方法がこれと種類及び構造を同じくする他の減価償却資産の通常材質又は製作方法と著しく異なることにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこと。</p> <p>二 当該資産の存する地盤が隆起し又は沈下したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなつたこと。</p> <p>三 当該資産が陳腐化したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなつたこと。</p> <p>四 当該資産がその使用される場所の状況に基因して著しく腐しよくしたことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなつたこと。</p> <p>五 当該資産が通常の修理又は手入れをしなかつたことに基因して著しく損耗したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなつたこと。</p> <p>六 前各号に掲げる事由以外の事由で財務省令で定めるものにより、当該資産の使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこと又は短いこととなつたこと。</p> <p>2～11（略）</p>	<p>(耐用年数の短縮)</p> <p>第百三十条 青色申告書を提出する居住者は、その有する減価償却資産が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、その該当する減価償却資産の使用可能期間_____を基礎としてその償却費の額を計算することについて納税地の所轄国税局長の承認を受けたときは、当該資産のその承認を受けた日の属する年分以後の各年分の償却費の額の計算については、その承認に係る<u>使用可能期間</u>_____をもって前条に規定する財務省令で定める耐用年数（以下この項において「法定耐用年数」という。）とみなす。</p> <p>一 当該資産の材質又は製作方法がこれと種類及び構造を同じくする他の減価償却資産の通常材質又は製作方法と著しく異なることにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこと。</p> <p>二 当該資産の存する地盤が隆起し又は沈下したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなつたこと。</p> <p>三 当該資産が陳腐化したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなつたこと。</p> <p>四 当該資産がその使用される場所の状況に基因して著しく腐しよくしたことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなつたこと。</p> <p>五 当該資産が通常の修理又は手入れをしなかつたことに基因して著しく損耗したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなつたこと。</p> <p>六 前各号に掲げる事由以外の事由で財務省令で定めるものにより、当該資産の使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこと又は短いこととなつたこと。</p> <p>2～8（略）</p>

# 法人税法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第196号)(抄)

## 第六十条の二を削る。

(陳腐化した減価償却資産の償却限度額の特例)

第六十条の二 内国法人が、その有する減価償却資産が技術の進歩その他の理由により著しく陳腐化した場合において、当該資産の使用可能期間を基礎として既に所得の金額又は連結所得の金額の計算上損金の額に算入された償却費の額を修正することについて納税地の所轄国税局長の承認を受けたときは、その承認を受けた資産のその承認を受けた日の属する事業年度の償却限度額は、当該資産につき租税特別措置法第四十六条(経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却)、第四十六条の二第一項(障害者を雇用する場合の機械等の割増償却)又は第四十六条の三から第四十八条まで(支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却等)の規定の適用を受ける場合を除き、前三条の規定にかかわらず、これらの規定により計算した当該資産の償却限度額と第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額(第五項において「陳腐化償却限度額」という。)との合計額とする。

- 一 当該資産の当該事業年度開始の日における帳簿価額
- 二 当該資産につきその取得(建設、製作又は製造を含む。)の時から当該承認に係る使用可能期間を基礎として当該事業年度において採用している償却の方法により償却を行つたものとした場合に計算される当該事業年度開始の日における帳簿価額

2~5 (略)

6 内国法人が、その有する減価償却資産につき第五十七条第一項第三号(耐用年数の短縮)の規定により納税地の所轄国税局長の承認を受けたときは、その承認を受けた時において第一項の承認があつたものとみなし、かつ、同号の承認に係る使用可能期間をもつて、同項の承認を受けた使用可能期間とみなして、同項の規定を適用する。

# 所得税法施行令等の一部を改正する政令(平成23年政令第195号)(抄)

## 第百三十三条の二を削る。

(陳腐化した減価償却資産の償却費の特例)

第百三十三条の二 青色申告書を提出する居住者が、その有する減価償却資産が技術の進歩その他の理由により著しく陳腐化した場合において、当該資産の使用可能期間を基礎として既に不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入された償却費の額を修正することについて納税地の所轄国税局長の承認を受けたときは、その承認に係る資産の償却費としてその承認を受けた日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、当該資産につき租税特別措置法第十三条第一項(障害者を雇用する場合の機械等の割増償却)又は第十三条の二から第十五条まで(支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却等)の規定の適用を受ける場合を除き、前三条の規定にかかわらず、これらの規定により計算した当該資産の償却費の額と第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額との合計額とする。

- 一 当該資産のその年一月一日における償却後の取得価額
- 二 当該資産につきその取得(建設、製作又は製造を含む。)の時から当該承認に係る使用可能期間を基礎としてその年において採用している償却の方法により償却を行つたものとした場合に計算されるその年一月一日における償却後の取得価額

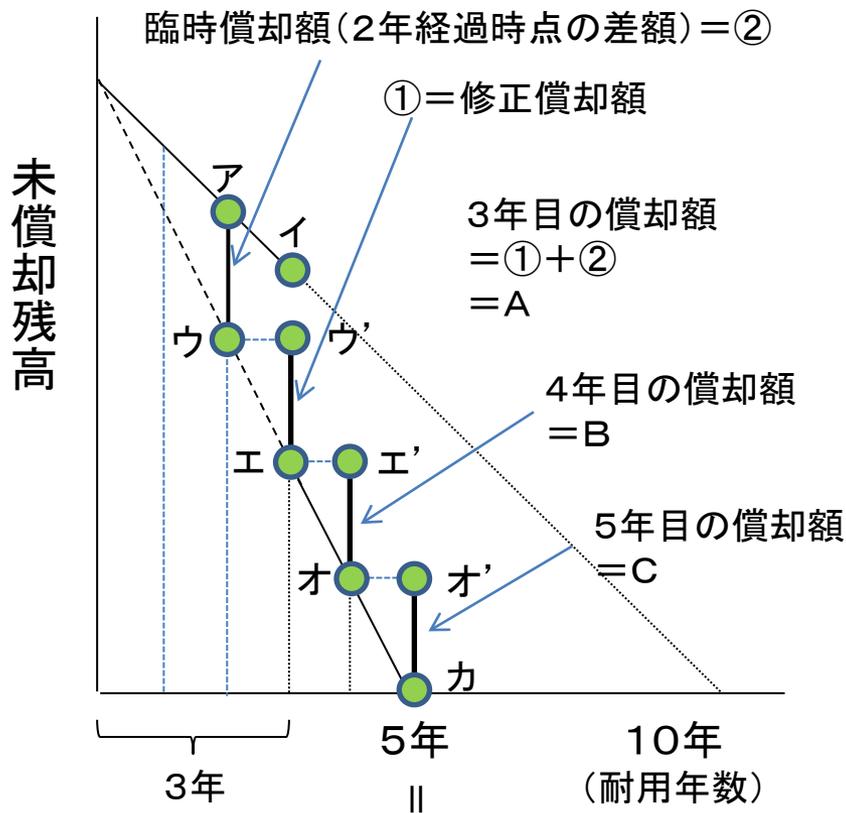
2~5 (略)

6 青色申告書を提出する居住者が、その有する減価償却資産につき第百三十条第一項第三号(耐用年数の短縮)の規定により納税地の所轄国税局長の承認を受けたときは、その承認を受けた時において第一項の承認があつたものとみなし、かつ、同号の承認に係る使用可能期間をもつて、同項の承認を受けた使用可能期間とみなして、同項の規定を適用する。

# 耐用年数が事実上変更された場合における償却方法の違い

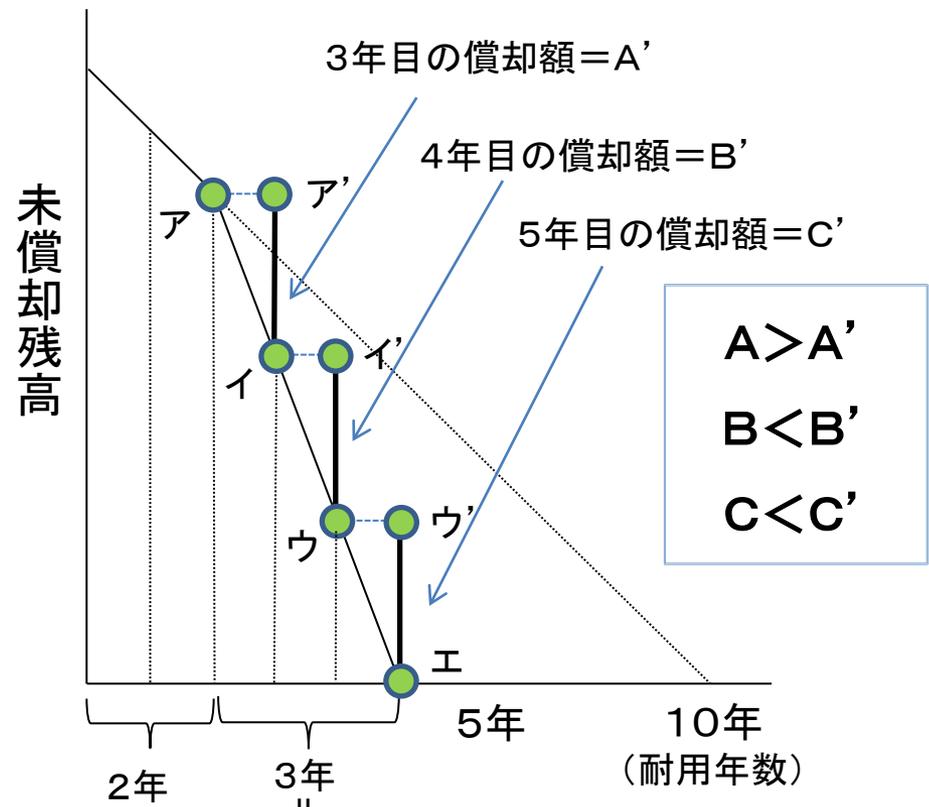
※ 取得から2年経過後に本来の耐用年数が10年である減価償却資産について、使用可能期間である5年を法定耐用年数とみなし、それを基礎として償却限度額を計算することが国税局長に承認されたケース

## 改正前のイメージ



使用可能期間  $\Rightarrow$  新たな耐用年数とみなす

## 改正後のイメージ



未経過使用可能期間  $\Rightarrow$  新たな耐用年数とみなす

## 陳腐化償却資産とは

コストが高くなったり、生産性が低下することにより、採算が悪化したり、流行の変遷や経済的環境の変化などにより、製品やサービスに対する需要が減退して、経済的価値が低下するなどの理由により、更新や廃棄が必要となった減価償却資産をいうもの

※ 法人税基本通達を参照

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準（企業会計基準第24号）（抄）  
（平成21年12月4日 企業会計基準委員会）

（臨時償却に関する検討）

57 当委員会では、会計上の見積りの変更に関する全般的な取扱いの検討と並行して、従来の我が国の取扱いの中で認められている、固定資産の耐用年数の変更等に関する臨時償却の考え方を残すかどうかについても検討を行った。

臨時償却は、耐用年数の変更等に関する影響額を、その変更期間で一時に認識する方法（以下「キャッチ・アップ方式」という。）である。…（略）…キャッチ・アップ方式に関しては、実質的に過去の期間への遡及適用と同様の効果をもたらす処理となることから、新たな事実の発生に伴う見積りの変更に関する会計処理としては、適切な方法ではないのではないかという指摘がある。また、現在、国際的な会計基準では、その採用は認められていないと解釈されている。…（略）…検討の結果、本会計基準では、国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点も踏まえ、臨時償却は廃止し、固定資産の耐用年数の変更等については、当期以降の費用配分に影響させる方法（プロスペクティブ方式）のみを認める取扱いとすることとした。

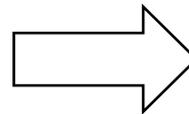
（注）企業会計基準委員会は公益財団法人財務会計基準機構の合議機関である。

## 臨時償却制度の見直し(平成21年12月4日)

耐用年数の変更による影響を

キャッチ・アップ方式(臨時償却)

当期のみで費用化する方式



プロスペクティブ方式

当期以降で費用化する方式

### 【臨時償却制度の廃止】

これに伴い、陳腐化償却資産の  
償却方法が変更されることとなった。

※ 公益財団法人財務会計基準機構の企業会計基準委員会が「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準(企業会計基準第24号)」を新たに制定して、国際会計基準に適合させるべく、上記のとおり取扱いを変更したものである。

## 陳腐化償却資産の評価方法の変更 その1

### 【原則】

$$\boxed{\text{前年度の評価額}} - \left( \boxed{\text{前年度の評価額}} \times \boxed{\text{減価率}} \right)$$

### ○ 陳腐化償却資産

[現 行]

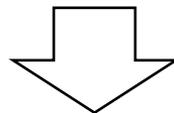
$$\boxed{\text{前年度の評価額}} - \left( \textcircled{1} + \textcircled{2} \right)$$

① = 修正償却額

$$= \boxed{\text{前年度の修正評価額}} - \left( \boxed{\text{前年度の修正評価額}} \times \boxed{\text{修正減価率}} \right)$$

② = X年経過時点の差額(臨時償却額)

$$= \boxed{\text{前年度の評価額}} - \boxed{\text{前年度の修正評価額}}$$



## 陳腐化償却資産の評価方法の変更 その2

[改正後]

前年度の評価額

－ ( 前年度の評価額 × 新修正減価率 )

- (注1) 前年度の修正評価額とは、使用可能期間を耐用年数とみなして算定した前年度までの償却累計額を取得価額から控除したものをいうものである。
- (注2) 修正減価率とは、耐用年数とみなすこととされた使用可能期間に対応する減価率をいうものである。
- (注3) 新修正減価率とは、耐用年数とみなすこととされた未経過使用可能期間に対応する減価率をいうものである。

# 固定資産評価基準(昭和38年自治省告示第158号)(抄) その1

## 第3章 償却資産

### 第1節 償却資産

一～二(略)

#### 三 前年前に取得された償却資産の評価

前年前に取得された償却資産の評価は、当該償却資産の前年度の評価額から当該償却資産の評価額に当該償却資産の「耐用年数に応ずる減価率表」に掲げる耐用年数に応ずる減価率を乗じて得た額を控除してその価額を求める方法によるものとする。

四(略)

#### 五 取得価額

償却資産の取得価額とは、償却資産を取得するためにその取得時において通常支出すべき金額(当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産をその用途に供するために直接要した費用の額(以下「付帯費の額」という。)を含む。)をいうものとし、原則として、他から購入した償却資産にあつてはその購入の代価に、自己の建設、製作、製造等に係る償却資産にあつてはその建設、製作、製造等のための原材料費、労務費及び経費の額に当該償却資産の付帯費の額を含めた金額によるものとする。ただし、当該金額が当該償却資産を取得するためにその取得時において通常支出すべき金額と認められる額と明らかに、かつ、著しく相違すると認められる場合にあつては、その取得時において通常支出すべき金額によるものとする。

六～七(略)

# 固定資産評価基準(昭和38年自治省告示第158号)(抄) その2

## 八 耐用年数

償却資産の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6に掲げる耐用年数によるものとする。ただし、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第57条第1項又は所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第130条第1項の規定により国税局長の承認を受けた耐用年数によるものにあつては当該承認を受けた耐用年数(当該年度の賦課期日までに行われたものに限る。)に、耐用年数の全部又は一部を経過した償却資産で減価償却資産の耐用年数等に関する省令第3条第1項及び第2項の規定による耐用年数によるものにあつては当該耐用年数によるものとする。

## 九 控除額の加算

### 1(略)

2 償却資産の償却費の計算について前年中に法人税法施行令第60条の2第1項若しくは第6項又は所得税法施行令第133条の2第1項若しくは第6項の規定により国税局長の承認を受け又は受けたものとみなされる償却資産の三(略)により当該償却資産の前年度の評価額から控除する額は、三(略)にかかわらず、次の(1)に掲げる額に、(2)に掲げる額を加算した額とする。

(1) 当該償却資産に係る前年度の評価額についてその取得の時から当該承認に係る使用可能期間を基礎として評価を行つたものとした場合に計算される額(以下(2)において「前年度の修正評価額」という。)を当該償却資産に係る前年度の評価額とした場合に、三(略)によつて当該前年度の評価額から控除する額

(2) 当該償却資産の前年度の評価額から当該償却資産の前年度の修正評価額を控除して得た額

### 十～十三(略)

## 第2節～第3節(略)